

令和 7 年度

事業の概要

令和 6 年度の歩み と 令和 7 年度の事業計画



富士市教育委員会
富士市青少年相談センター

(0 5 4 5 - 5 2 - 4 1 5 2)

目 次

I	富士市青少年相談センターの概要……………	1
	（沿革、所在地等、組織・機構、職員構成、案内、事業のあらまし）	
II	令和6年度実施事業・活動等	
1	青少年相談事業……………	4
	（来所相談く「ステップスクール・ふじ」利用ほか、電話相談等）	
	各種相談関係活動の実績……………	5
2	青少年非行防止事業……………	6
	（青少年指導委員による補導活動実績）	
3	子ども・若者育成支援事業……………	8
4	相談センター1年の歩み……………	9
III	令和7年度活動計画……………	11
	（施策の重点・活動方針、事業計画の概要、年間計画等）	
IV	条例等	
資料1	富士市教育プラザ条例……………	15
資料2	富士市教育プラザ条例施行規則……………	18
資料3	富士市青少年相談センター運営要領……………	19
資料4	富士市青少年相談センター「ほっとテレフォン・ふじ」心得……………	21
資料5	富士市青少年相談センター学校サポートチーム設置要領……………	22
資料6	富士市青少年指導委員設置要領……………	22
資料7	富士市教育委員会に対する事務の委任に関する規則……………	23
資料8	富士市子ども・若者支援協議会要綱……………	23

I 富士市青少年相談センターの概要

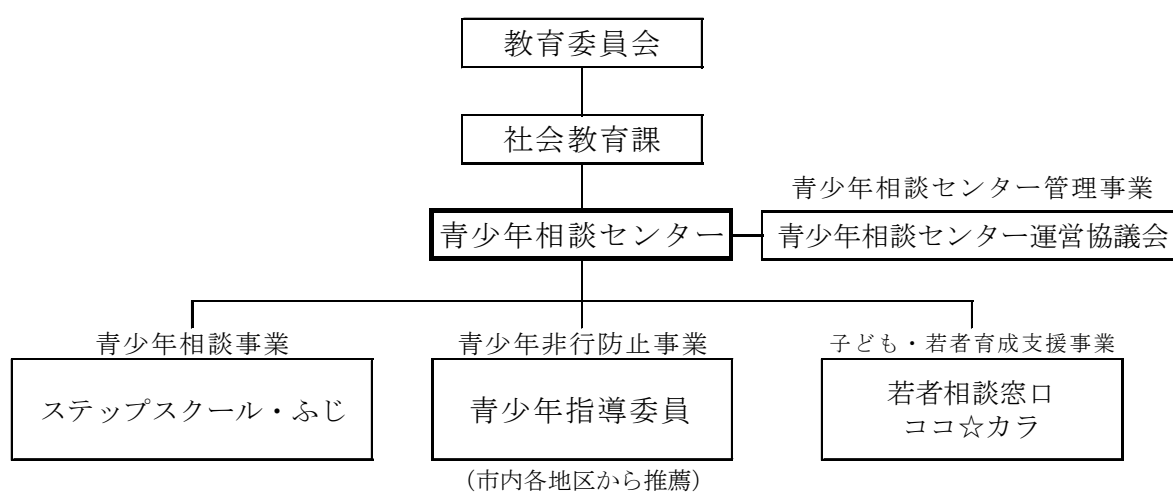
1 沿革

昭和41年11月 1日	富士・吉原・鷹岡の二市一町が合併し、新たに富士市が誕生する。
昭和42年 4月 1日	従来二市一町で補導員による補導活動が行われていたが、富士市青少年補導センター条例に基づき、富士市役所内に新たに「富士市青少年補導センター」を設置。教育委員会が委嘱した補導委員による補導活動並びに青少年に関する相談活動始める。
昭和57年 7月20日	「富士市青少年補導センター」を富士市役所西側（富士市永田町1丁目117番地）に移し、新たに電話相談室を設け、電話相談奉仕員（14名）による電話相談「相談ふじ」を開設
昭和59年 4月 1日	富士市青少年補導センターを「富士市青少年相談所」と改称し、青少年補導委員も「富士市青少年指導委員」と名称を改める。
昭和61年 4月 1日	富士市教育委員会青少年課に所属していた「富士市青少年相談所」を教育機関として独立させ、専任所長を置く。
昭和63年 4月 1日	不登校等児童生徒のための「適応教室」を開設し、利用による学校適応指導を行う。
平成 2年 5月14日	県教委教育相談活動推進事業に係る相談指導員を配置する。
平成 3年 4月 1日	文部省事業「適応指導教室」が所内に開設され、不登校等児童生徒の適応指導を行う。（2年間）
平成 5年 4月 1日	「適応指導教室」を富士市の事業として引き継ぐ。
平成 7年 4月 1日	機構改革により、再び富士市教育委員会青少年課に所属する。
平成 7年 9月 1日	日吉浅間神社境内（今泉8丁目5番1号）に移転する。
平成 9年 1月 9日	電話相談「相談ふじ」を電話相談「青少年相談ふじ」と改称する。
平成11年 4月 1日	県教委事業「適応指導総合調査研究」の委託を受け、適応指導の充実を図る。（～平成14年度）
平成12年 4月 1日	機構改革により、所属している富士市教育委員会青少年課が富士市教育委員会生涯学習課になる。
平成13年 2月20日	富士市のホームページに「富士市青少年相談所」を掲載する。
平成15年 4月 1日	学校サポート支援員を配置する。
平成15年 4月 1日	県教委事業「スクーリング・サポート・ネットワーク整備調査研究」の委託
平成18年 4月 1日	適応指導教室（愛称：ステップスクール・ふじ）とする。
平成20年 4月 1日	機構改革により、所属している富士市教育委員会生涯学習課が富士市教育委員会社会教育課になる。
平成20年11月 1日	富士川町との合併により、富士川地区、松野地区が加わる。
平成24年 4月 1日	電話相談「青少年相談ふじ」の愛称を「ほっとテレフォン・ふじ」とする。
平成27年 4月 1日	機構改革により「富士市教育プラザ（八代町1番1号）」に移転し、「富士市青少年相談センター」と改称する。
平成27年 4月28日	「富士市若者相談窓口」を開設
平成27年11月 1日	「富士市若者相談窓口」の愛称を「ココ☆カラ」とする。
平成31年 4月 1日	青少年指導委員について、教員への委嘱を廃止する。
令和 2年 4月 1日	青少年指導委員を有償ボランティアとする。
令和 2年 4月 1日	「適応指導（教室）」という呼称、「学校復帰」という目的を廃止し、呼称を「ステップスクール・ふじ」とする。利用時間を午前8時から午後6時とする。
令和 2年10月 5日	新型コロナウイルス感染症予防対策のため、オンライン相談を開始
令和 4年 4月 1日	「ほっとテレフォン・ふじ」利用時間の変更。午前9時から午後4時までを午前9時30分から午後4時30分までとする。
令和 5年 2月 1日	小中学校全児童生徒配付のタブレットを活用した「ほっとデジタル相談・ふじ」を開設

2 名称・設置主体および所在地

名称・設置年月日 富士市青少年相談センター 昭和42年4月1日
設置主体 富士市（富士市教育委員会）
所在地・電話等 富士市八代町1番1号
TEL 〈0545〉52-4152
FAX 〈0545〉52-3737
メール ky-soudan@div.city.fuji.shizuoka.jp

3 組織・機構



4 職員構成

所長	1名
統括主幹	1名
主査	1名
青少年相談員(主任相談員含む)	4名
青少年育成員	1名
青少年指導員	2名
学校サポート支援員	2名
青少年サポート員	2名
センター業務補助員	1名
計15名	

5 所在地の案内

岳南電車ジャトコ前駅から徒歩2分
富士警察署北側

6 事業内容のあらまし

富士市青少年相談センターは、未来に向かって生きていく青少年の健やかな成長を願って、主に(1)青少年相談事業、(2)青少年非行防止事業、(3)子ども・若者育成支援事業を行っている。

(1) 青少年相談事業

青少年の健全な発達を支援するため、「ステップスクール・ふじ」及び「来所相談」・「電話相談」等を実施し、問題の解決を図っている。

- ◆「ステップスクール・ふじ」【開始年度 S63】月～金 8時～18時（土・日・祝日・年末年始・小中学校の長期休業を除く）
不登校児童生徒に時間と場所を提供し、社会的自立を支援する。
- ◆「来所相談」（「ステップスクール・ふじ」利用相談等）「訪問相談」
- ◆「ほんとにテレフォン・ふじ」【開始年度 S57】 青少年相談員等が対応（TEL 51-3741）9:30～16:30
- ◆「ほんとにデジタル相談・ふじ」【開始年度 R4】 小中学校全児童生徒に配布しているタブレット端末を活用した相談
- ◆臨床心理士来所相談【開始年度 H12】 不登校や子どもの接し方の悩みなど専門家に相談できる。（年間 90 回）
- ◆不登校児童生徒の保護者教室【開始年度 H1】 不登校の悩みや不安を共有・情報交換する会（年間 4 回）
- ◆その他不登校等児童生徒対策
「不登校等児童生徒対策連絡会」【設置年度 S57】関係機関（学校教育課、こども家庭課、特別支援教育センター、青少年相談センター）の職員が年間 6 回をめぐりに集まり、情報・意見交換し、その対策を協議する。
「不登校等児童生徒対策研修会」【開始年度 H10】教員を対象とした事例研修会を年間 2 回ほど行っている。
「カウンセリング講座」【開講年度 H9→開講 R6】カウンセリングの技法を用いて悩みを抱える子どもに対する接し方を学ぶ。全 7 回の自己啓発講座
「青少年対策関係機関連絡会」【設置年度 S52】関係機関（富士児童相談所、学校教育課、こども家庭課、富士警察署富士地区少年サポートセンター、青少年相談センター）の職員が問題の生じた時に集まり、青少年の問題行動等情報を共有・意見交換し、その対策を協議する。
「学校サポートチーム」【設置年度 H15】青少年の緊急かつ重大な問題行動の前兆等が把握された場合に学校等への対応のために関係機関職員で編成されたチームであるが、現在は学校サポート支援員が中学校訪問をしている。

(2) 青少年非行防止事業

◆ 青少年非行防止活動

市内 26 地区から推薦された青少年指導委員会を中心に、街頭補導・祭典補導等を行い、青少年の非行防止に努めている。また、小中学校、各地区まちづくり協議会・小中児童生徒保護者・民生児童委員・保護司・少年補導員（富士地区少年サポートセンター）等と連携を図っている。

◆ 青少年健全育成活動

青少年問題に広く市民の関心が寄せられ、地域ぐるみの青少年健全育成活動が進められるよう、広報・啓発活動の実施及び地域の諸団体との連携により青少年健全育成の行事の推進を図っている。

◆ 環境浄化活動

青少年を取り巻く環境を良好なものにしていくために、青少年にとって有害な図書類・玩具類・器具類・広告物等の点検・排除撤去活動を実施し、青少年が集まりやすい場所等での指導活動に努めている。

(3) 子ども・若者育成支援事業

富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」を設置し、ニートやひきこもり、不登校などの困難を抱える若者やその家族の相談を受け、解決に向け、関係機関と連携して支援している。

◆ 富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」【開設年度 H27】

開 所 日 火～土曜日 9時～17時（日・月・祝日・年末年始を除く）

対 象 者 原則として、富士市在住・在学の概ね中学卒業時から 39 歳までの、社会生活を営む上で困難を抱える若者とその家族

支援内容 相談・アウトリーチ、就労支援（伴走支援）、居場所、若者サポーター養成講座、家族会・フォローアップミーティング

◆ 子ども・若者支援協議会の開催（代表者会議・担当者会議）…子ども・若者育成推進法に基づき平成 25 年設置

(4) 青少年相談センター運営協議会

青少年相談事業、青少年非行防止事業、子ども・若者育成支援事業など適正に実施・運営されているかを確認する。（年 2 回）

Ⅱ 令和6年度実施事業・活動等

1 青少年相談事業

(1) 来所相談（「ステップスクール・ふじ」利用相談など）

悩みや不安を抱える児童生徒や保護者、教員の相談に対し、ステップスクール・ふじの利用等青少年相談員が面談を実施し、個々に応じた支援、指導を行っている。

①相談人数（総来所者数）は、延べ3,815人（内、ステップスクール・ふじ利用児童生徒は延べ2,850人）

となり、利用児童生徒を除く本年度の来所者は965人であった。

「ステップスクール・ふじ」利用の相談件数は小学生44件、中学生84件、合計128件であった。
相談内容については、全て不登校に関する問題であった。

②「ステップスクール・ふじ」での支援、指導

不登校児童生徒に時間と場所を提供し、一人ひとりに応じた支援を進める中で、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立していくことを目指していく。

個にあわせた学習支援、不安や悩みを取り除くための継続的な面談、仲間づくりや社会との関わりを学ぶ自然体験学習等を実施した。

本年度は、87人の児童生徒が、「ステップスクール・ふじ」を利用した。内訳は、小学生23人、中学生64人（1年生25人、2年生22人、3年生17人）であった。

利用した中学3年生の進路については、17人のうち1人が県外へ転出し、16人全員が高校へ進学した。公立2人、私立3人、専修学校1人、通信制10人。進路が決まらなかった生徒はいなかった。

(2) 電話相談「ほっとテレフォン・ふじ」

青少年相談員が対応。電話相談の良さを生かし、相談者が自力で悩みを解決する糸口を見つけられるように援助することを心がけている。

①年間総受付件数は92件で、この内、無言電話が66件で全体の71.7%であった。

②層別受付件数は、保護者8件、小学生0件、中学生1件、高校生9件、他学生2件、一般ほか3件であった。また、未確認のため層不明とされているものが69件あった。

③この他、メールによる相談は0件であった。

(3) 「ほっとデジタル相談・ふじ」

小中学校全児童生徒に配付しているタブレットを活用した相談。令和5年2月1日利用開始。

・相談件数は、令和4年度372件、令和5年度773件、令和6年度649件。

(4) 臨床心理士来所相談

不登校や子どもへの接し方などについての悩みを相談できる。

・実施回数は、令和4年度76回、令和5年度72回、令和6年度73回。年間最多で90回。

(5) 不登校児童生徒の保護者教室

子どもが学校に行くことができないなどの悩みや不安を共有したり、情報交換をしたりする機会を提供。

・参加保護者数は、令和4年度17人、令和5年度18人、令和6年度12人。

(6) カウンセリング講座

カウンセリングの技法を用いて悩みを抱える子どもに対する接し方を学ぶ、全7回の自己啓発講座。

・講座参加者数は、令和4年度28人、令和5年度16人、令和6年度19人。

★各種相談活動等の実績（過去3年）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
来所相談人数		4,554人	5,659人	3,815人
	(延べ利用児童生徒数)	(3,508人)	(4,584人)	(2,850人)
	(来所者)	(1,046人)	(1,075人)	(965人)
利用相談件数(ステップスクール・ふじ)		185件	178件	128件
	小学生	58件	74件	44件
	中学生	127件	104件	84件
	(1年生)	(32件)	(19件)	(29件)
	(2年生)	(60件)	(42件)	(34件)
	(3年生)	(35件)	(43件)	(21件)
利用児童生徒数(ステップスクール・ふじ)		126人	119人	87人
	小学生	32人	49人	23人
	中学生	94人	70人	64人
	(1年生)	(22人)	(15人)	(25人)
	(2年生)	(49人)	(21人)	(22人)
	(3年生)	(23人)	(34人)	(17人)
訪問相談		1,119回	1,219回	1,103回
電話相談(ほっとテレフォン・ふじ)		66件	77件	92件
	(無言)	(35件)	(46件)	(66件)
	無言電話の割合	53.0%	59.7%	71.7%
メール相談		3件	1件	0件
ほっとデジタル相談・ふじ		372件	773件	649件
臨床心理士来所相談		76回	72回	73回
不登校児童生徒の保護者教室		17人	18人	12人
カウンセリング講座		28人	16人	19人

「ステップスクール・ふじ」利用までの手順

1. 保護者または学校から、青少年相談センターに電話をする。
2. 「ステップスクール・ふじ」の見学（要予約）
3. 本人・保護者との面談
4. 面談後、最初の利用日に『利用願』を提出する。
5. 在籍校にも『利用願』を提出する。

2 青少年非行防止事業

(1) 青少年非行防止活動

◆青少年指導委員 114 名による補導（声掛け）

区 分	出動回数	参加人数	補導件数(声掛け)
通常補導（地区巡回）	306回	1,007人	51件
祭典補導 （祇園祭・富士まつり・甲子秋まつり・毘沙門天大祭）	4回	101人	4件
補導連絡協議会	5回	217人	—
合 計	315回	1,325人	55件

青少年指導委員は、通常補導として、月 1 回程度、19 時から 21 時頃までの時間帯で地区内を巡回し、上記の表のとおり祭典補導を行った。総補導件数は 55 件となり、前年度の 74 件から 19 件減少となった。

なお、補導件数のほとんどは、駅やコンビニ、公園などで気を付けて帰るように声掛けをしたものである。

青少年指導委員の活動する時間帯では補導対象者に会わないという声が多く聞かれているが、抑止力としての「見せる補導」や青少年取りを巻く環境の浄化に努めている。

青少年指導委員会は令和 6 年 3 月をもって解散。青少年指導委員による補導活動は継続している。

(2) 青少年健全育成活動

◆青少年の非行・被害防止強調月間（7 月 1 日～7 月 31 日）

① 重点課題解決に向けた取組の推進

最重点課題 インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止
 ■重点課題 1 有害環境への適切な対応
 ■重点課題 2 薬物乱用対策の推進
 ■重点課題 3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
 ■重点課題 4 再非行（犯罪）の防止
 ■重点課題 5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応
 ■重点課題 6 「地域の青少年声掛け運動」の推進

② 青少年指導委員等を中心とした主な事業

7 月 19 日 「県内一斉立入調査」
 7 月～8 月 環境調査・環境浄化活動及びゲームセンター等への巡回補導

◆子供・若者育成支援推進強調月間（11 月 1 日～11 月 30 日）

① 強調月間推進の趣旨

期間中に子供・若者育成支援のための諸事業を集中的に実施することにより、市民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった運動を通じて、市民の子供・若者育成支援の一層の充実を図る。

② 各地区まちづくり協議会青少年健全育成部門が行う主な事業

11 月 1 日～30 日 「青少年健全育成啓発キャンペーン」

★県内一斉少年補導

区分	夏季	冬季
相談センター職員	3人	5人
青少年指導委員	104人	86人
小・中・高校教員	33人	37人
警察官・少年補導員	17人	7人
少年指導委員・少年警察協助力	2人	1人
児童委員・保護司	40人	36人
P T A役員	71人	73人
地区防犯協会役員	0人	6人
地域安全推進員	49人	53人
まちづくり協議会等	300人	247人
その他	46人	36人
合計	665人	587人

★夏季 7月19日（金）

19：00～21：00

★冬季 12月20日（金）

19：00～21：00

各地区まちづくり協議会が中心となり、青少年健全育成団体等と連携して、カラオケボックス・大型量販店・パチンコ店・書店・コンビニ・ビデオ店等の巡回を行う。

（3）環境浄化活動

青少年指導委員を中心に、次の活動を実施した。

- ① 青少年のための良好な環境づくりに関する活動
- ② 有害図書自動販売機の撤去活動・監視活動・有害図書回収
- ③ 駅周辺・コンビニ・ゲームコーナー等の青少年が集まりやすい場所での補導活動
- ④ 青少年を取り巻く環境調査の実施（令和6年5～10月調査）

令和6年度の青少年指導委員による補導活動状況 ※（ ）内は女子、内数 R6.4～R7.3

学 職 別 行 為 ・ 区 分			学 生 ・ 生 徒					有 無 職 職 少 少 年 年	合 計
			小学生	中学生	高校生	その他 の学生	小計		
行 為 種 別	飲 酒 ・ 喫 煙 ・ 深 夜 徘 徊								
	不 良 交 友 ・ 怠 学 ・ 怠 業								
	シンナー等薬物乱用・不健全娯楽等								
	自 転 車 の 二 人 乗 り ・ 無 灯 火				1件	1件	2件		2件
	危 険 な 遊 び			5件	2件 (2件)		7件 (2件)		7件 (2件)
	そ の 他	帰 宅	1件	18件 (5件)	10件 (2件)	3件 (3件)	32件 (10件)	1件	33件 (10件)
		マ ナ ー							
		そ の 他		12件		1件	13件		13件
合 計		1件	35件 (5件)	13件 (4件)	5件 (3件)	54件 (12件)	1件	55件 (12件)	
措 置 区 分	声 掛 け ・ 注 意 ・ 指 導		1件	35件 (5件)	13件 (4件)	5件 (3件)	54件 (12件)	1件	55件 (12件)
	家 庭 ・ 学 校 ・ 職 員 等 連 絡								
	警 察 ・ 派 出 所 等 連 絡								
	他 機 関 へ の 連 絡 ・ 通 報								

●県及び他市町との連携（どちらも年2回の会議・研修及び情報交換等）

- ① 静岡県青少年補導センター連絡協議会（県補連）【設立年度 S46】
- ② 静岡県東部地区青少年補導センター連絡協議会（東補連）【設立年度 H6】

3 子ども・若者育成支援事業

(1) 子ども・若者支援協議会

実務者担当者会議(関係機関) 8月30日(金)

代表者会議 2月5日(水) 青少年問題協議会・子ども若者支援協議会合同会議

・講演会「発達障害の理解と対応 ～地域医療の現場から～」

(2) 若者相談窓口「ココ☆カラ」

◆イベント等

- ・毎月開催 家族会、フォローアップミーティング
- ・7月6日 若者サポーター養成講座(参加者41人)
- ・8月17日 合同相談会(84組157人)
- ・1月11日 若者サポーター養成講座(参加者42人)
- ・2月15日 合同相談会(64組151人)
- ・その他各種の会議・講座等に参加

若者相談窓口「ココ☆カラ」統計データ

年度	相談			伴走支援 (件)	アウトリーチ		居場所支援 (人)	就労 (件)	家族会 (人)	フォローアップ (人)	合同相談会		サポーター 養成講座 (人)
	新規 (件)	継続 (件)	計 (件)		人数 (人)	回数 (回)					県	市	
H27	159	452	611	73	22	28	1,501	29	112	48	43組 63人	60組 92人	89
H28	131	680	811	160	19	34	2,271	61	144	172	82組 126人	42組 65人	79
H29	141	832	973	317	50	220	2,269	51	110	250	74組 115人	39組 62人	92
H30	134	948	1,082	427	30	125	2,419	64	99	181	90組 128人	56組 96人	101
R01	115	786	901	488	26	103	3,192	37	110	151	48組 71人	39組 58人	106
R02	98	1,121	1,219	542	30	139	2,599	60	81	154	50組 95人	42組 72人	27
R03	138	1,262	1,400	708	66	254	2,857	73	89	236	中止	33組 45人	44
R04	108	1,172	1,280	471	65	352	2,903	29	148	188	73組 98人	51組 73人	89
R05	111	733	844	408	49	400	3,408	34	107	140	110組 149人	62組 100人	78
R06	91	899	990	466	61	298	2,731	39	107	127	84組 157人	64組 115人	83

【新規相談】 年間 91件
 【継続相談】 年間 899件
 【合計相談件数】 年間 990件
 【居場所利用人数】 年間 延べ2,731人
 【アウトリーチ】 年間 61人に対して298回訪問
 ※新規は就労支援、継続相談はそれに加えて居場所利用による来所が多い。

4 令和6年度 相談センター1年の歩み（4月～3月）

日	事 業 内 容	日	事 業 内 容
	《4月》		《7月》 富士市青少年の非行・被害防止強調月間
1	所員会議（毎月概ね1回）、事例研修（毎月概ね2回）	1	進路説明会、青少年指導委員連絡協議会
5	臨床心理士来所相談（年間30日）	2	SV、事例研修、富士市学校警察連絡協議会総会
8	ステップスクール・ふじ面談開始	3	20歳未満喫煙防止キャンペーン
9	ステップスクール・ふじ利用開始、臨床心理士来所相談	6	サポーター養成講座、家族会、フォローアップミーティング
	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー（概ね週1回 以下：SV）	9	ステップスクール・ふじ体験学習「カレー作り」、不登校対策連絡会
13	若者家族会、フォローアップミーティング	12	SV、臨床心理士来所相談
16	SV、事例研修	16	SV
19	教育委員会会議	18	青少年対策関係機関連絡会
23	所員会議、SV、臨床心理士来所相談	19	ステップスクール・ふじ夏季休業前最終日、県内一斉補導
30	SV、臨床心理士来所相談	22	夏季休業開始、所員会議、事例研修、保護者希望面談～26日
		23	教育委員会会議
		24	県内一斉立入調査
		25	夏休み巡回指導
		26	保護者教室
		28	富士まつり祭典補導
		30	夏休み巡回指導
	《5月》		《8月》
7	SV、事例研修、青少年指導委員連絡協議会	3	若者家族会、フォローアップミーティング
10	小中合同生徒指導主任者会	17	合同相談会
11	若者家族会、フォローアップミーティング	21	教育委員会会議
14	SV、臨床心理士来所相談、不登校対策連絡会	23	夏季休業終了
17	富士市薬物乱用撲滅協議会	26	ステップスクール・ふじ再開
21	教育委員会会議、SV、事例研修、自殺対策連絡会	27	所員会議、SV、臨床心理士来所相談
22	青少年指導委員研修会	30	子ども・若者育成支援 協議会・庁内連絡会合同会議（書面）
23	静岡県東部青少年補導センター連絡協議会（富士市教育プラザ）		
28	所員会議、SV、臨床心理士来所相談		
31	保護者教室		
	《6月》		《9月》
4	SV、事例研修、中学校生徒指導研究会	2	青少年指導委員連絡協議会（荒天のため書面開催）
7	臨床心理士来所相談	4	カウンセリング講座①
8	若者家族会、フォローアップミーティング	10	SV、臨床心理士来所相談、中学校生徒指導研究会
	吉原祇園祭祭典補導（～9日）	11	カウンセリング講座②
11	SV、臨床心理士来所相談	12	ステップスクール・ふじ 体験学習「こどもの国」
14	富士市青少年相談センター運営協議会	14	若者家族会、フォローアップミーティング
18	SV、事例研修	17	不登校等児童生徒対策研修会（小中学校）
19	教育委員会会議		SV、事例研修
25	所員会議、SV、臨床心理士来所相談	18	カウンセリング講座③
		19	高校訪問（おおぞら、トライ）
		20	教育委員会会議、臨床心理士来所相談
		24	所員会議、SV、臨床心理士来所相談

日	事 業 内 容	日	事 業 内 容
	《10月》		《1月》
1	SV、事例研修	5	小中学校冬季休業終了
2	カウンセリング講座④	6	仕事始め、「ステップスクール・ふじ」開始、青少年指導委員連絡協議会
4	高校訪問(飛鳥未来さずな、第一高等学院)	7	生徒指導研究会
8	利用児童生徒の保護者懇談会、SV、臨床心理士来所相談	11	サポーター養成講座
9	カウンセリング講座⑤	14	不登校対策連絡会、SV、事例研修、臨床心理士来所相談
12	若者家族会、フォローアップミーティング	21	教育委員会会議、SV、事例研修
15	SV、事例研修	23	体験学習(おにぎりづくり)
16	ステップスクール・ふじ体験学習「焼きそば作り」、カウンセリング講座⑥	24	SV、臨床心理士来所相談
18	高校訪問(三島スクール)	28	所員会議、SV、臨床心理士来所相談
19	甲子秋まつり祭典補導(～20日)	29	県東部青少年補導センター連絡協議会(富士宮市)
22	SV、臨床心理士来所相談、教育委員会会議、所員会議	31	保護者教室
23	カウンセリング講座⑦		
25	保護者教室、高校訪問(キラリ静岡校)		
29	SV、臨床心理士来所相談		
	《11月》 富士市子ども・若者育成支援推進強調月間		《2月》
5	青少年指導委員連絡協議会、中学校生徒指導研究会	1	富士市暴力追放薬物乱用防止市民大会
6	20歳未満喫煙防止キャンペーン	4	毘沙門天大祭祭典補導(4～6日)、生徒指導研究会
9	若者家族会、フォローアップミーティング	5	青少年問題協議会・子ども若者支援協議会合同会議
11	体験学習(お菓子作り)、不登校対策連絡会	7	SV、臨床心理士来所相談
12	SV、事例研修、臨床心理士来所相談	8	若者家族会、フォローアップミーティング
13	青少年指導委員研修会	14	SV、臨床心理士来所相談
15	臨床心理士来所相談、高校訪問(くさなぎ高等学院)	15	合同相談会
19	SV、事例研修、教育委員会会議	18	第2回運営協議会、利用児童生徒の保護者懇談会、SV、事例研修
26	所員会議、SV、臨床心理士来所相談、	21	教育委員会会議
30	静岡県薬物乱用防止県民大会	25	所員会議、SV、臨床心理士来所相談
	《12月》	27	ものづくり講座(スライムづくり)
3	中学校生徒指導研究会	28	スプリングコンサート
6	ステップスクール・ふじ 体験学習「クリスマスリースづくり」		《3月》
10	SV、臨床心理士来所相談、事例研修	3	青少年指導委員連絡協議会
14	若者家族会、フォローアップミーティング	4	SV、事例研修
17	SV、事例研修、小学校生徒指導主任者会	5	不登校等児童生徒対策研修会
20	教育委員会会議、県内一斉冬季少年補導	7	SV
23	ステップスクール・ふじ冬季休業前最終日	8	若者家族会、フォローアップミーティング
24	冬季休業開始、所員会議	11	SV、臨床心理士来所相談、不登校対策連絡会
27	仕事納め	13	ステップスクール・ふじ 体験学習「お別れ遠足」
		14	SV、臨床心理士来所相談、「ステップスクール・ふじ」終了
		21	学年末休業開始
		24	教育委員会会議
		25	所員会議、臨床心理士来所相談

Ⅲ 令和 7 年度活動計画

1 令和 7 年度基本方針と施策及び活動方針

(1) 第二次富士市教育基本計画（令和 4 年 4 月～令和 14 年 3 月）

方針 1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

2 誰一人取り残さない社会を目指した教育の充実

施策④ 学びのセーフティネットの充実

様々な問題を抱えている青少年や、その保護者への相談事業等を継続して実施するとともに、「ステップスクール・ふじ」の充実を図り、すべての青少年の健やかな成長と、不登校やひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている青少年を支援していきます。

方針 3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成

1 人生 100 年時代を豊かに生きる学びの推進

施策③ 新たな時代を生き抜く次世代の育成

青少年の非行防止活動を推進していきます。

(2) 職場の努力目標

- ① 信頼される存在になるよう努めること
- ② 出会いを重んじ、つながりを大切にすること
- ③ 常に明るさとあたたかさを忘れないこと

(3) 活動方針

- ① 不登校等児童生徒対策として、青少年相談センターの利用拡大を図り、来所相談や「ステップスクール・ふじ」における支援に重点を置いた対応をしていく。
- ② 青少年健全育成（青少年対策）の活動が、地域住民個々の問題として、更に地域に浸透していくよう学校・関係機関・団体との連携をより深めると共に、地域に密着した活動を進める。
- ③ 学校から緊急的に非行対策の支援要請があった時、学校サポートチームを組織し、各関係機関の役割分担や連携を具体的に定め、該当児童生徒・青少年への対応を行う。
- ④ 青少年の非行を早期に発見し、非行の広域化や悪質化を防ぎ、青少年を健全に育成するために関係機関との連携を一層緊密にしていく。
- ⑤ ニートやひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている若者やその家族について、関係支援機関と連携を密にし、支援していく。

2 令和7年度事業計画の概要

(1) 青少年相談事業

◆ステップスクール・ふじ

不登校等児童生徒に時間と場所を提供し、一人ひとりに応じた支援を進める中で、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立していくことを目指していく。

- ① 児童生徒が自ら決める教科の学習や活動時間を通して、様々な学びに取り組めるよう支援を行う。
- ② 相談員・育成員・指導員・業務補助員・サポート員との連携による自立支援を行う。

◆面談・相談

- ① 利用相談 青少年相談員・育成員・指導員等が、継続的に来所する児童・生徒・保護者・学校教員の相談や支援を行う。
- ② 来所相談 所長・青少年相談員・育成員が、本人・保護者・学校教員等の来所者の相談を行う。
- ③ 訪問相談 所長・青少年相談員・育成員・指導員・学校サポート支援員が、学校や家庭を訪問し、教員及び本人・保護者等の相談や支援を行う。

◆その他相談等

- ① 「ほっとテレフォン・ふじ」 青少年に関する電話相談。
9時30分～16時30分 青少年相談員等が対応する。
- ② 「ほっとデジタル相談・ふじ」や、その他メール等による相談は、必要に応じて所長・青少年相談員が受ける。
- ③ 臨床心理士来所相談 不登校や子どもの接し方などについての悩みを相談できる。
- ④ 不登校児童生徒の保護者教室 同じ悩みや不安を抱える方たちが情報共有できる。

◆不登校等児童生徒対策

「不登校等児童生徒対策連絡会」、「不登校等児童生徒対策研修会」、「青少年対策関係機関連絡会」（休会中）、「学校サポートチーム」（年間計画表参照）

(2) 青少年非行防止事業

◆青少年非行防止活動

・街頭補導（声掛け）

- ①通常補導 青少年指導委員
- ②祭典補導 青少年指導委員・青少年相談センター所員

・その他補導

- ① 県内一斉少年補導 青少年指導委員・青少年相談センター所員・警察・少年警察ボランティア・各地区まちづくり協議会・保護者ほか
- ② 県内一斉立入調査 立入調査員（青少年相談センター所員）
- ・県及び他市町との連携（どちらも年2回の会議・研修及び情報交換等）
- ① 静岡県青少年補導センター連絡協議会（県補連）【設立年度 S46】
- ② 静岡県東部地区青少年補導センター連絡協議会（東補連）【設立年度 H6】

◆青少年健全育成活動

- ①「富士市青少年の非行・被害防止強調月間」（7月）に以下の活動を行う。
 - ・「社会を明るくする運動」と連携しての街頭啓発キャンペーン
 - ・各地区まちづくり協議会等の団体が主催する地域における健全育成諸行事への協力
 - ・広報啓発活動
 - ・県内一斉少年補導、立入調査、環境浄化活動等
- ②「富士市子供・若者育成支援推進強調月間」（11月）に以下の活動を行う。
 - ・各地区まちづくり協議会等の団体が主催する地域における健全育成諸行事への協力
 - ・広報啓発活動

◆環境浄化活動

- ①立入調査（遊技場・書店・玩具店・カラオケルーム・レンタルビデオショップ・携帯電話販売店 等）
- ②青色回転灯を使用した防犯活動

(3) 子ども・若者育成支援事業

①子ども・若者支援協議会 代表者会議及び担当者会議

②富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」

- | | |
|-------|--|
| 開 所 日 | 火～土曜日 9時～17時（日・月・祝日・年末年始を除く） |
| 対 象 者 | 原則として、富士市在住・在学の概ね中学卒業時から39歳までの、社会生活を営む上で困難を抱える若者とその保護者 |
| 支援内容 | 相談・アウトリーチ、就労支援（伴走支援）、居場所、若者サポーター養成講座、家族会・フォローアップミーティング |

令和7年度 富士市青少年相談センター年間計画

	No.	会 議・事 業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運 営 管 理 事 業	1	青少年相談センター運営協議会(2回)			3(火)								17(火)	
	2	広報活動 「相談センターだより」発行(4回)	←	○			○	常 時		○			○	→
	3	所員会議〔第4水曜〕 *4月1日もあり	1・23 火・水	28 水	25 水	23 水	27 水	24 水	22 水	26 水	24 水	28 水	18 水	25 水
青 少 年 相 談 事 業	4	青少年相談(面談・訪問)	←					平日 9:00～16:30						→
	5	学校訪問、担任との面談	←					随 時						→
	6	不登校等児童生徒対策連絡会(6回)		13(火)		8(火)		9(火)		11(火)		13(火)		10(火)
		不登校等児童生徒対策研修会(2回)						小中学校 4(木)					講演会 16(月)	
	7	不登校等児童生徒の保護者教室(第4金曜日) *12月のみ第3金曜日	25(金)	23(金)	27(金)	25(金)	22(金)	26(金)	24(金)	28(金)	19(金)	23(金)	27(金)	27(金)
	8	○保護者懇談会(年2回) ☆保護者希望面談(年2回)				☆			○ 1(水)				○ 18(水)	☆
	9	青少年対策関係機関連絡会	←					休 会						→
	10	学校サポートチーム会議	←					随 時						→
	11	利用児童・生徒の保護者面談	←					随 時						→
	12	利用児童・生徒に対する処遇会議	←					随 時						→
	13	ほっとテレフォン・ふじ	←					平日 9:30～16:30						→
	14	ほっとデジタル相談・ふじ	←					平日 9:00～16:30						→
	15	進路説明会				○								
	16	ケース・スタッフ研修(第1・3水曜) 【事例・所員研修】	2・16 水・水	7・21 水・水	4・18 水・水	2・16 水・水		3・17 水・水	1・15 水・水	5・19 水・水	3・17 水・水	7・21 水・水	4・25 水・水	4・18 水・水
	17	ステップスクール体験学習				○		○	○	○	○	○	○	○
	18	学校ケース会議	←					随 時						→
	19	臨床心理士末所相談	月2回	月3回	月2回	月3回	月2回	月3回	月3回	月2回	月3回	月2回	月2回	月3回
青 少 年 非 行 防 止 事 業	20	連絡協議会(代表者会議)		7(水)		7(月)		1(月)		4(火)		5(月)		2(月)
	21	青少年指導委員研修会(2回)		研修会① 7(水)						研修会② 4(火)				
	22	街頭補導(通常補導)	←					月1回						→
	23	祭典補導			吉原祇園祭 14・15 土・日	富士まつり 27 日			甲子秋祭 18・19 土・日				毘沙門天大祭 23～25 月～水	
	24	環境浄化点検等の巡回 青少年を取り巻く社会環境実態調査(県)	←					常 時				提出		→
	25	県内一斉少年補導(7・12月)・立入調査(7月)				18(金)					19(金)			
	26	青少年の非行・被害防止強調月間 子供・若者育成支援推進強調月間				○				○				
	27	青少年健全育成地域活動支援 (関係機関・団体との連携)	←					常 時						→
	28	県補導センター連絡協議会(2回)		○									○	
	29	東部補導センター連絡協議会(2回)		○								○		
育 子 成 支 援 事 業	30	子ども・若者支援協議会(2回)					実務者						代表者	
	31	若者支援サポーター養成講座(2回)				5(土)						10(土)		
	32	若者相談窓口「ココロカラ」	←					火～土 9:00～17:00						→
	33	家族会・フォローアップミーティング(第2土曜)	12(土)	10(土)	14(土)	5(土)		13(土)	11(土)	8(土)	13(土)	10(土)		14(土)
	34	合同相談会(2回)					23(土)						14(土)	

IV 条例等

資料 1

富士市教育プラザ条例

平成 26 年 12 月 9 日

条例第 41 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条―第 3 条）
第 2 章	富士市教育研修センター（第 4 条―第 16 条）
第 3 章	富士市特別支援教育センター（第 17 条―第 21 条）
第 4 章	富士市青少年教育センター（第 22 条―第 28 条）
第 5 章	富士市青少年相談センター（第 29 条―第 34 条）
第 6 章	雑則（第 35 条）
附則	

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、教育プラザの設置、管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 富士市（以下「市」という。）に教育プラザを設置する。

2 教育プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士市教育プラザ	富士市八代町 1 番 1 号

（構成）

第 3 条 富士市教育プラザは、次に掲げる教育機関をもって構成する。

- (1) 富士市教育研修センター
- (2) 富士市特別支援教育センター
- (3) 富士市青少年教育センター
- (4) 富士市青少年相談センター

第 2 章 富士市教育研修センター

（設置）

第 4 条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 30 条の規定に基づき、富士市教育研修センター（以下「教育研修センター」という。）を設置する。

（事業）

第 5 条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修
- (2) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
- (3) 教育に関する資料の収集、保管及び教育関係職員に対する提供
- (4) その他富士市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

（職員）

第 6 条 教育研修センターに所長その他必要な職員を置く。

（開所時間）

第 7 条 教育研修センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めたときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

（休所日）

第 8 条 教育研修センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 教育委員会は、特に必要と認めたときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

（使用者の範囲）

第 9 条 教育研修センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育関係職員
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

（使用の承認）

第 10 条 教育研修センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により承認をする場合においては、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第 11 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育研修センターの使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 12 条 使用者は、教育研修センターを承認された目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作上の制限)

第 13 条 使用者は、教育研修センターを使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第 14 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の承認の条件に違反したとき。
- (4) 第 11 条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(原状回復義務)

第 15 条 使用者は、教育研修センターの使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 教育研修センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について、市長が定める額を賠償しなければならない。

2 第 14 条の規定による使用の承認の取消し等によって使用者が被った損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

第 3 章 富士市特別支援教育センター

(設置)

第 17 条 特別支援教育の充実及び推進を図るため、法第 30 条の規定に基づき、富士市特別支援教育センター（以下「特別支援教育センター」という。）を設置する。

(事業)

第 18 条 特別支援教育センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特別支援教育に関する相談及び指導
- (2) 特別支援教育に関する企画及び調査研究
- (3) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第 19 条 特別支援教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第 20 条 特別支援教育センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めたときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)

第 21 条 特別支援教育センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 教育委員会は、特に必要と認めたときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

第 4 章 富士市青少年教育センター

(設置)

第 22 条 青少年の健全育成及び交流促進を図るため、法第 30 条の規定に基づき、富士市青少年教育センター（以下「青少年教育センター」という。）を設置する。

(事業)

第 23 条 青少年教育センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成のための各種の講座、研修会等の開催
- (2) 青少年によるグループ活動の指導及び支援
- (3) 青少年によるスポーツ、レクリエーション活動等の推進及び指導
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第 24 条 青少年教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第 25 条 青少年教育センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。
2 教育委員会は、特に必要と認めたときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)

第 26 条 青少年教育センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 教育委員会は、特に必要と認めたときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(使用者の範囲)

第 27 条 青少年教育センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する青少年
- (2) 市内に通勤し、又は通学する青少年
- (3) 青少年の健全育成に係る関係団体

(準用)

第 28 条 第 10 条から第 16 条までの規定は、青少年教育センターについて準用する。この場合において、第 10 条から第 13 条まで、第 15 条及び第 16 条の規定中「教育研修センター」とあるのは、「青少年教育センター」と読み替えるものとする。

第 5 章 富士市青少年相談センター

(設置)

第 29 条 青少年の健全育成及び青少年問題に関する対策の総合的な推進を図るため、法第 30 条の規定に基づき、富士市青少年相談センター（以下「青少年相談センター」という。）を設置する。

(事業)

第 30 条 青少年相談センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年に関する相談及び指導
- (2) 子ども・若者育成支援の推進
- (3) 街頭補導その他の少年非行の防止に関する措置
- (4) 青少年の健全育成に関する広報及び啓発
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第 31 条 青少年相談センターに所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第 32 条 青少年相談センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
2 教育委員会は、特に必要と認めたときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)

第 33 条 青少年相談センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 教育委員会は、特に必要と認めたときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(運営協議会)

第 34 条 青少年相談センターの適正な運営を図るため、富士市青少年相談センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者等
- (2) 公共的団体の代表者等
- (3) 公募による市民
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学校教育関係者
- (7) 市職員

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(富士市青少年相談所条例及び富士市立青少年センター条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 富士市青少年相談所条例(昭和 42 年富士市条例第 19 号)

(2) 富士市立青少年センター条例(昭和 61 年富士市条例第 13 号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の富士市青少年相談所条例第 3 条の委員である者は、その任期中に限り、第 34 条第 2 項の委員とみなす。

附 則

この条例は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

資料 2

富士市教育プラザ条例施行規則

平成 26 年 12 月 9 日
教育委員会規則第 5 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 富士市教育研修センター(第 2 条―第 7 条)

第 3 章 富士市青少年教育センター(第 8 条―第 11 条)

第 4 章 富士市青少年相談センター(第 12 条・第 13 条)

第 5 章 雑則(第 14 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士市教育プラザ条例(平成 26 年富士市条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 富士市教育研修センター

(使用の承認の申請)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の規定により富士市教育研修センター(以下「教育研修センター」という。)の使用の承認を受けようとする者は、富士市教育研修センター使用承認申請書(第 1 号様式)を富士市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(使用の承認)

第 3 条 教育委員会は、教育研修センターの使用を承認したときは、富士市教育研修センター使用承認書(第 2 号様式)を交付するものとする。

(使用の取消し等の申請)

第 4 条 教育研修センターの使用の承認を受けた者は、教育研修センターの使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の前日までに富士市教育研修センター使用取消(変更)申請書(第 3 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 5 条 教育研修センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 承認を受けないで所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 承認を受けないで教育研修センターの建物、設備等に造作をしないこと。
- (4) 承認を受けた場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 承認を受けないで器具等を利用し、又は移動しないこと。
- (6) 教育研修センターの入場者に次条に定める事項を守らせること。
- (7) その他係員の指示すること。

(入場者の遵守事項)

第 6 条 教育研修センターの入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) その他係員の指示に反する行為をしないこと。

(係員の入場)

第 7 条 教育研修センターの利用者は、係員が職務のため入場するときは、これを拒むことができない。

第3章 富士市青少年教育センター

(使用の承認の申請)

第8条 条例第28条において準用する条例第10条第1項の規定により富士市青少年教育センター（以下「青少年教育センター」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富士市青少年教育センター使用承認申請書（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用の承認)

第9条 教育委員会は、青少年教育センターの使用を承認したときは、富士市青少年教育センター使用承認書（第5号様式）を交付するものとする。

(使用の取消し等の申請)

第10条 青少年教育センターの使用の承認を受けた者は、青少年教育センターの使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の前日までに富士市青少年教育センター使用取消（変更）申請書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、青少年教育センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「教育研修センター」とあるのは、「青少年教育センター」と読み替えるものとする。

第4章 富士市青少年相談センター

(会長)

第12条 富士市青少年相談センター運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第13条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(富士市青少年相談所条例施行規則の廃止)

2 富士市青少年相談所条例施行規則（昭和42年富士市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の富士市青少年相談所条例施行規則第9条第1項の青少年指導委員である者は、その任期中に限り、第14条第1項の青少年指導委員とみなす。

附 則（平成31年3月29日教委規則第2号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において教育関係機関の職員のうちから任命された青少年指導委員である者の任期は、第14条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（令和2年3月26日教委規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料3

富士市青少年相談センター運営要領

1 補導活動

(1) 青少年指導委員について

① 青少年指導委員の推薦要件

ア 富士市内に住所を有している者。

イ 月に1回程度街頭補導に従事できる者。

ウ 心身が健全で、地域の信望が厚く、社会の実情によく通じていると共に、青少年の育成に関心を持っている。

エ 1期2年以上の活動ができる者。但し、富士市青少年指導委員設置要領及び富士市青少年指導委員業務委任規約に基づき、委任契約は単年度であるが、更新できるものとする。

オ 各地区まちづくり協議会会長より推薦された者。

② 活動内容

指導委員は、青少年相談センター運営協議会の決定に基づいて、青少年相談センター所長の指示により街頭補導及び青少年の健全育成のための相談等に従事する。

③ 実費弁償額

富士市青少年指導委員設置要領に定める額とする。

(2) 街頭補導について

① 補導の時間

補導の時間は、状況に応じて決定するものとするが、原則として1回の時間は3時間以内とする。

② 地区班及び人数

街頭補導は、2名以上の指導委員によって行う。

③ 記録作成

指導委員が街頭補導に従事するときは、メモ用紙を持参し必要に応じて記録して、後日、連絡協議会（指導委員代表者会議）に提出する。

(3) 連絡協議会（指導委員代表者会議を兼ねる）

① 会議は、原則として2ヶ月に1回（上旬）、青少年相談センター所長が招集する。

② 会議は、指導委員活動等について協議する。

③ 街頭補導における各班の状況を、補導日誌等を中心に情報交換をし、特に問題少年については指導連絡等の措置をする。

(4) 指導連絡の方法

保護者への連絡は、青少年相談センター所長の指示により行う。連絡の方法は、青少年の特性・地域社会の状況及び事後指導の効果などを勘案して行う。

例えば、

① 家庭に対しては、児童委員などを通じ学校の意見を聞いて連絡する。

② 学校に対しては、生徒指導関係教員等を通じて校長に連絡する。

③ 職場に対しては、労務担当者を通じて責任者に連絡する。

(5) 補導日誌等の作成整理

青少年相談センターで作成する記録簿などの様式は、別に定めるところによる。補導措置を講じた場合には、その結果を補導日誌に記入し、青少年相談センター職員が整理する。

2 相談活動

(1) 面談

① 相談日及び時間は、月～金曜日の午前9時～午後4時30分までとする。

② 相談の受理及び面談の継続

ア 相談には青少年主任相談員・青少年相談員または青少年育成員及び所長が当たる

イ 相談は予約制とする。予約は、主任相談員又は所長が窓口となる。

ウ 相談の内容が、相談センターの機能以外に及ぶ場合には、他の機関を紹介する。

エ 相談員による相談は、主任相談員の指導に基づいて行うものとし、問題が解決するまで何回も継続する。

オ 事後の経過の確認と変化への対応のため、継続の場合は次回の相談日を決めておく。

カ 継続相談の場合は、原則として受理者が当たる。

キ 相談員の指名には、原則として応じない。

ク 親子で来所した場合は、必要に応じて親子を分離して対応する。

ケ 必要に応じ、電話での連絡や訪問指導を行い、変更の確かめをする。

コ 相談センターにおける相談の継続として、職員の自宅で相談することのないように留意する。

(2) 訪問相談

① 学校訪問

学校から訪問の要請があり、訪問の必要があると判断した場合は、学校での相談も行う。

② 家庭訪問

家庭等からの訪問要請には、できるだけ来所相談を勧めるが、状況によっては受け入れ、複数で対応することを基本とする。

(3) 「ステップスクール・ふじ」の利用相談及び利用による指導

① 利用の条件及び対象

ア 市内在住又は市内の学校に在籍する児童生徒で、主として心因性等の不登校状態にある者

イ 児童・生徒の中で、利用が望ましいと判断される者のうち、保護者の依頼があり、かつ学校長の承諾が得られた者

ウ 相談センターの受け入れが可能である場合

② 利用の方法

ア 利用の送り迎えは、保護者の車での送迎を原則とする。特別な事情がある場合には、路線バス等の交通機関を利用することを認める。

イ 利用途上の事故等の責任は、保護者が負うものとする。

③ 利用希望児童生徒への対応（相談・見学・面談）

ア 時間 午前9時～午後4時

イ 指導 面談の担当相談員を中心として指導に当たり、保護者の指導（相談）も行う。
また、学校・保護者との連絡を密にして、利用児童生徒の理解と指導に一貫性を持たせる。

④ 利用児童生徒への対応

ア 時間 午前8時～午後6時

イ 指導 主任相談員の指導のもとで、相談員・育成員が、連携を深め、充実を図る。

ウ その他 利用に関する手続きは別に定めるものとする

(4) 電話相談

① 電話相談は「『ほっとテレフォン・ふじ』心得」により運営する。

② 電話相談の対応は、相談員によって行う。

(5) 研修

① 社会の進展に伴う青少年問題の変化に対応するため、相談員としての資質の向上を図る。
相談員の自己研鑽はもとより、所内においても、相談の基礎基本・事例研究の「所員研修」を積極的に進める。

② 不登校児童生徒や問題行動をもつ児童生徒に対応している学校職員の資質向上のため、「不登校等児童生徒対策研修会」を主催する。また、可能な範囲で講演・講話などにも応じる。

③ 不登校児童生徒をもつ保護者を援助するために「不登校等児童生徒の保護者教室」を主催する。

資料 4

富士市青少年相談センター「ほっとテレフォン・ふじ」心得

1 基本的な構え

電話相談は、相談者の悩みの訴えを電話相談員がじっくり聞き、相談者が自分の力で悩みを解決する糸口を見つけるための方向づけを援助することを目的とする。

2 電話相談員としての心得

(1) 電話相談員は、顔の見えない相談者と面と向かいあっている気持ちになって、「誠実に聞く」ことに心がける。

(2) 電話相談は、面談や他の相談機関への振り分けの仕事ではなく、あくまで相手の訴えを聞いてやる事が大切である。

(3) 電話相談員は、常に自己を高める研修に努めるが、自己の知識や経験を押しつけることなく、いつも新鮮な感覚で相談者の立場にたって理解する。

(4) 奉仕の精神に徹する。また、電話相談員としての自覚を持ち、連帯して電話相談業務の責任を持つ。

(5) 電話相談員は、電話の内容を通して、面談や訪問相談への継続は避ける。

(6) 電話相談員は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

3 相談上の留意事項

(1) ベルが3回鳴ってから静かに受話器をとる。「ハイ、ほっとテレフォン・ふじです。」

(2) 原則として自分の受けた相談は、自分で責任を持つ。相手が電話を切るまではこちらからは電話を切らないことを原則とする。

(3) 相手が名前・住所など言わなければ聞き出さない。ただし、できるだけ通話の中で相手が自分で言いたすように工夫をする。

(4) 相手が相談を切りだせないで無言でいる場合でも辛抱強く待ち、呼びかけ方を工夫して相談者の通話の誘発をする。

(5) 電話相談員の名前や住所・自宅の電話番号などは、絶対に知らせない。

(6) 直接来所して面談をした方がよいと判断される場合でも、最後まで訴えを聞き、相談の終りの部分で「面談」があることを話し、(52-4152)の電話番号を告げる。

(7) 2度目の相談で、前回の電話相談員を要求しても、その時の相談員が対応する。

(8) 明らかに「いたずら電話」と思われる内容については、相談者に欠礼しないよう柔らかに断わる。

(9) その他どうしても手に負えなくなった場合

① 「自殺予告」「犯罪予告」等の場合、時間をかけて気持ちの変わるのを待つとともに要点をメモし、相談センター職員に連絡する。

② 犯罪告白など触法傾向のある者は、相談センター職員に報告する。

※平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成7年4月1日、平成24年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日一部改正して実施。

資料 5

富士市青少年相談センター学校サポートチーム設置要領

(平成15年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 学校サポートチームは、市内の各学校・青少年の緊急且つ重大な問題行動が発生したり、その前兆が把握されたりした場合に関係機関の職員で構成し、学校や家庭・地域社会への支援及び対応を行うものである。

(目的)

第2条 学校サポートチームは、各関係機関が連携し、それぞれの機能や特徴を生かした具体的な役割分担をして活動することにより、各学校・青少年の指導及び非行対策の充実に努めることを目的とする。

(対象)

第3条 この組織は、富士市内の全学校・青少年を対象に活動するものとする。

(事務局)

第4条 この組織の事務局を富士市青少年相談センターに置く。
2 事務局に、学校サポートチーム支援員及び青少年育成員を置く。

(組織構成)

第5条 この組織は、次の関係機関をもって組織する。

- (1) 富士児童相談所
- (2) 富士警察署生活安全課
- (3) 富士市こども家庭課
- (4) 富士市教育委員会学校教育課
- (5) 富士市小中学校生徒指導部会
- (6) 保護司会
- (7) 主任児童委員
- (8) 富士市青少年相談センター

(活動内容)

第6条 学校サポートチームは、第2条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 事務局は、学校から支援要請があったとき及び相談センターが必要と判断したとき、関係機関による学校サポートチームを組織し、各機関の役割分担や連携を具体的に定め、学校や家庭・地域社会への支援や該当児童生徒・青少年への対応を行う。
- (2) 該当児童生徒・青少年への対応として、①緊急避難として青少年相談センターへの受け入れ、②継続的な相談活動、③関係機関への措置等を行う。
- (3) 関係機関による、合同の事例研修を行う。
- (4) 青少年に対する、覚せい剤乱用防止の啓発活動を行う。
- (5) 学校サポートチーム支援員の日常活動として、①学校訪問を実施しての情報交換、②平日の昼間、富士市青少年指導委員と連携しての街頭補導等を行う。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

資料 6

富士市青少年指導委員設置要領

令和 2年 4月 1日 制定

(目的)

第1条 本市が行う青少年の補導活動のため、富士市青少年指導委員（以下「指導委員」という。）を置く。

(選任基準)

第2条 指導委員は、本市に住所を有し、青少年健全育成に理解のある者のうちから、地区の推薦を受けた者を選任し、業務を委任するものとする。

(業務の内容)

第3条 指導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の街頭補導に関すること。

(2) 青少年の健全育成のための相談及び継続補導に関すること。

(3) その他第1条の目的を達成するため必要な事項

(業務期間)

第4条 本契約による業務期間は、1年とする。ただし、会計年度を超えて選任することはできない。

(報酬等)

第5条 本業務の対価として報酬は支給しない。ただし、市は、役務の提供に対する謝金として報償費を支給する。

2 前項の報償費の額は、補導参加1回につき1,500円とする。

(委任)

第6条 この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

資料7 -----

富士市教育委員会に対する事務の委任に関する規則

平成27年3月30日

規則第11号

市長の権限に属する事務の一部を富士市教育委員会に委任する規則（昭和46年富士市規則第12号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、次に掲げる事務を富士市教育委員会に委任する。

(1) 総合教育会議の運営に関すること。

(2) 子ども・若者育成支援に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料8 -----

富士市子ども・若者支援協議会要綱

平成25年11月22日

教育委員会告示第12号

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援（以下「子ども・若者支援」という。）の効果的かつ円滑な実施を図るため、富士市子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 子ども・若者支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。

(2) 子ども・若者支援の内容の協議に関すること。

(3) 子ども・若者支援に必要な体制の整備に関すること。

(4) 子ども・若者支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。

(5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、教育次長を、副会長は、教育委員会事務局社会教育課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議及び実務者会議を置く。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、関係機関等において選出された者をもって構成する。

2 代表者会議は、協議会の基本的な運営方針その他協議会の目的を達成するために必要な事項について協議する。

3 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、関係機関等の子ども・若者支援に従事する者により構成し、子ども・若者支援の状況について進行管理、情報交換等を行う。

(協力の要請等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、前2条に規定する会議の構成員以外の者に対し、会議への出席その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(子ども・若者支援調整機関)

第9条 法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関として青少年相談センターを指定する。

(一部改正〔平成27年教委告示4号〕)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日教委告示第4号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日教委告示第7号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日教委告示第4号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月8日教委告示第6号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日教委告示第4号)

この要綱は、公示の日から施行する。

別表 (第3条関係)

(一部改正〔平成27年教委告示4号・29年7号・30年4号・令和4年6号・令和7年4号〕)

区分	関係機関等
国及び地方公共団体の機関	福祉部福祉総務課 福祉部生活支援課 福祉部障害福祉課 こども未来部こども家庭課 保健部健康政策課 教育委員会事務局学校教育課 教育委員会事務局社会教育課 青少年相談センター 富士市立高等学校 富士市社会教育委員 富士地区保護司会 富士公共職業安定所 静岡県富士児童相談所 静岡県富士健康福祉センター 富士警察署生活安全課
特定非営利活動法人その他の団体	社会福祉法人富士市社会福祉協議会 富士市民生委員児童委員協議会

富士市行政資料登録番号

R 7 - 7